

基監発 0711 第 1 号
平成 23 年 7 月 11 日

社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

東日本大震災に伴う災害復旧工事等に係る建設業附属寄宿舍
の法定基準の確保について（要請）

建設労働者の労働条件の確保につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う岩手、宮城及び福島県内の災害復旧工事等においては、県外の建設事業者も工事を請け負い、また、県外からの労働者も建設作業に従事しているところです。これらの労働者の宿泊先は、旅館等の宿泊施設や借り上げたアパート、当該工事に係る建設業附属寄宿舍（以下「寄宿舍」という。）等となっています。今後、災害復旧工事等の増加に伴い寄宿舍の設置数も増加することが予測される中で、寄宿舍の新たな設置のための適切な用地の確保が困難となることも想定され、労働基準法及び建設業附属寄宿舍規程（以下「建寄程」という。）で定める基準に適合しない寄宿舍の設置が懸念されるところです。

つきましては、寄宿舍の設置・運営に当たっては、特に下記の事項に留意し、労働基準法及び建寄程の遵守等について、別添のパンフレットを活用し、貴団体会員各位に対し周知を図られたくお願いいたします。

記

1 寄宿舍の設置場所等について

寄宿舍の設置に際しては、収容人員に応じた敷地面積を確保するとともに、設置場所（建寄程第 6 条）、敷地の衛生（建寄程第 7 条）等の寄宿舍の設置環境に関する法定基準に適合する必要があること。

2 商業施設等の既存施設の利用について

商業施設、民家等の既存施設を寄宿舍として利用する場合には、避難階段等（建寄程第 8 条）、出入口（建寄程第 10 条）、階段の構造（建寄程第 13 条）、廊下の幅（建寄程第 14 条）、寝室（建寄程第 16 条）等の寄宿舍の施設の構造に関する法定基準に適合するよう、既存施設の選定の段階から留意する必要があること。

3 火災その他非常の場合の設備等について

個々の寄宿舍に相当数の労働者が宿泊することも想定されることから、警報設備（建寄程第 11 条）、消火設備（建寄程第 12 条）、避難等の訓練（建寄程第 12 条の 2）等の火災その他非常の場合の設備等に関する法定基準に適合するよう、その設置及び管理に留意する必要があること。

4 「望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドライン」について

使用者は、寄宿舍について、労働基準法及び建寄程に定めるところによるほか、「望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドライン」に適合したものとなるよう努めるものとする。

(参考)

パンフレット「建設業附属寄宿舍規程の主な内容 望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドライン」は厚生労働省ホームページにも掲載されています。
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dormitory.html>)